

# 撮影申請に伴う撮影物等の取扱に関する協議書



## 撮影申請に伴う撮影物等の取扱に関する協議書

宮内庁正倉院事務所（以下「甲」という）と凸版印刷株式会社（以下「乙」という）は、平成28年5月付けの讀賣テレビ放送株式会社（以下「YTV」という）からの申請により甲の螺鈿紫檀五絃琵琶模造事業等に関連してYTVが制作したテレビ番組「正倉院の奇跡～守り継がれた天皇の倉～」に関連し、当該番組の制作過程においてYTVが乙に委託した3D撮影の成果物（3D計測データと撮影データを用いて乙が創作し著作権を保有する正倉院正倉及び螺鈿紫檀五絃琵琶のCG映像。以下「成果物」という）並びに、成果物を用いて乙が創作し著作権を保有するVRコンテンツ「正倉院 時を超える想い」（以下、「VRコンテンツ」という）と映像コンテンツ「時を超える正倉院」（以下「映像コンテンツ」という）の甲及び乙による利用について、次のとおり合意し、ここに協議書（以下「本協議書」という）を締結する。

第1条 甲及び乙は、成果物並びに VR コンテンツ及び映像コンテンツの著作権は乙に帰属することを確認し、以下各項の定めに従い適正に利用するものとする。

1. 甲は、成果物及び映像コンテンツを本条及び第2条の条件に従って乙に通知のうえ、無償で複製、上映、公衆送信、公の伝達、翻案および二次的著作物の利用（以下「利用」という）を行うことができるものとする。ただし、利用は甲自らの業務の範囲内に限る。
2. 前項に従い YTV が制作したテレビ番組が含まれる成果物を利用する場合には、YTV 及び乙に許諾を得るものとする。
3. 甲が VR コンテンツを利用する場合は、甲は乙と事前に協議し、当該上演に関する機材及び人員の対価、VR コンテンツの使用料、その他の詳細について合意のうえ、行うものとする。  
但し、甲が学会、シンポジウムで使用する場合は VR コンテンツ使用料は発生しない。
4. 甲は第三者より成果物並びに VR コンテンツ及び映像コンテンツの利用の要望を受けた場合、乙の許諾も受けるように指示するものとする。  
また、乙は使用料の発生する場合はその提示を行うものとする。
5. 乙は第三者より成果物並びに VR コンテンツ及び映像コンテンツの利用の要望を受けた場合、甲の許諾も受けるように指示するものとする。  
また、乙は使用料の発生する場合はその提示を行うものとする。
6. 乙は、以下各号の定めに抵触しない限り、甲に通知のうえ、乙の裁量において成果物並びに VR コンテンツ及び映像コンテンツを利用できるものとする。

①文化財の学術的・文化的価値を損なわせること

- ②本件VRの資料的正確性を故意に歪曲すること
- ③他の当事者および協力者の名誉を損なわせること
- ④特定の個人または団体に利用を独占させること
- ⑤犯罪を助長するような表現を本件VRの内容に含めること
- ⑥公序良俗に反する目的または方法により利用すること
- ⑦宗教活動または政治活動の目的または方法により利用すること

7. 甲は、成果物及びコンテンツに含まれる諸権利（著作権、著作者隣接権、肖像権等を含むがこれに限定されない）のうち、乙以外の第三者が所有する権利については、甲が権利処理を行うものとする。なお、VRコンテンツを利用する場合は、以下各号の諸権利が含まれることから、その利用前にあらかじめ甲の責任において許諾を得るものとする。

- ① 東大寺所蔵「東大寺縁起絵巻」使用申請
- ② 東大寺所蔵「天保四年正倉院開封図」使用申請
- ③ 東大寺「天平時代の大仏殿CG画像」使用申請
- ④ 東京国立博物館蔵「正倉院全景 壬申検査時写真」使用申請
- ⑤ 東京国立博物館蔵「壬申検査時関係者集合写真」使用申請
- ⑥ 東京国立博物館蔵「正倉院壬申検査螺鈿紫檀五絃琵琶部分拓本」使用申請
- ⑦ 蜷川親靖蔵「蜷川式胤肖像写真」使用申請
- ⑧ 東京国立博物館 VR使用申請
- ⑨ 文化財活用センター VR使用申請
- ⑩ ナレーター シグマセブン ナレーション二次使用申請

8. 甲が成果物並びにVRコンテンツ及び映像コンテンツの翻案（映像編集等）を必要とする場合は、甲は乙と事前に協議し当該翻案作業の対価、受託条件その他の詳細について合意のうえ、行うものとする。なお、当該翻案作業の対価はこれにかかる実費のみ支弁する。

第2条 甲及び乙は、成果物並びにVRコンテンツ及び映像コンテンツを利用する場合には、以下各号に定めるクレジット表記を成果物並びにVRコンテンツ及び映像コンテンツに付すものとする。甲又は乙が第三者に成果物及びコンテンツを利用させる場合も同様とする。なお、クレジット表記を付すことが難しい利用態様の場合には、甲乙協議し対応を定めるものとする。

- (1) 正倉院正倉CG映像  
監修：宮内庁正倉院事務所・公益財団法人文化財建造物保存技術協会  
企画製作：凸版印刷株式会社
- (2) 螺鈿紫檀五絃琵琶CG映像  
監修：宮内庁正倉院事務所  
企画製作：凸版印刷株式会社
- (3) VRコンテンツ「正倉院 時を超える想い」

監修：宮内庁正倉院事務所・東京国立博物館・文化財活用センター  
企画製作：凸版印刷株式会社

(4) 映像コンテンツ「時を超える正倉院」

監修：宮内庁正倉院事務所  
企画製作：凸版印刷株式会社

第3条 甲及び乙は本協議書の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

第4条 本協議書における成果物の一覧は、別紙のとおりである。なお、甲及び乙は、成果物を要約した閲覧用映像素材および映像コンテンツ「時を超える正倉院」を令和 2 年 12 月 / 日に乙から甲に提出したことを確認した。

第5条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本協議書により生ずる一切の権利義務（債権及び債務を含む）の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

第6条 甲または乙は、相手方が本協議書に違反したときにおいて損害を受けたときは、直接かつ現実に被った通常の損害（予見可能性の有無を問わず特別損害及び逸失利益を含まない）の範囲内において、その損害の賠償を請求することができる。

2. 損害賠償額は、甲乙協議の上決定するものとする。

第7条 本協議書の有効期間は、本協議書の締結日から1年間とする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による何らの申出がないときは、本協議書は、同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

第8条 本協議書が理由の如何を問わず終了した後においても、第8条、本条及び第9条の規定は、なお有効に存続するものとする。

2. 本協議書が終了した後においても、乙は、成果物とコンテンツの著作者として、成果物とコンテンツを事前に通知し、使用することができるものとする。

第9条 本協議書の準拠法は日本法とする。

2. 本協議書に関する裁判上の紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 本協議書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

本協議書締結の証として、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和2年 12 月 / 日

甲 奈良市雑司町129  
宮内庁正倉院事務所  
所長 西川 明彦

西川明彦

乙 東京都文京区水道一丁目3番3号  
凸版印刷株式会社  
文化事業推進本部  
本部長 矢野 達也

矢野達也